

意見書案第5号

P F A S（有機フッ素化合物）への対策の強化を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し『P F A S（有機フッ素化合物）への対策の強化を求める意見書』を別紙のとおり提出する。

令和6年12月23日

京田辺市議会

議長 河本 隆志 様

提出者	京田辺市議会議員	国重 昂平
〃	〃	上田 豊
〃	〃	菊川 和滋
〃	〃	河田 美穂
〃	〃	青木 綱次郎
〃	〃	次田 典子
〃	〃	橋本 善之

P F A S（有機フッ素化合物）への対策の強化を求める意見書（案）

有機フッ素化合物（以下「P F A S」という。）の一つであるP F O SやP F O Aについては、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約で規制対象とされ、昨年12月1日には世界保健機関（WHO）の国際がん研究機関（I A R C）がP F O Aの発がん性分類を「可能性がある」から2段階引き上げ「発がん性がある」とし、P F O Sは「可能性がある」とするなど、その有害性が指摘されている。

国においては、昨年7月にP F A Sに関する対応方針をとりまとめ、P F O SやP F O A等に関する環境モニタリングの強化などに取り組むこととしているが、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについては、いまだ確定的な知見がないため、現在も国際的に様々な知見に基づく検討が進められている。

一方、これまでに国内各地で水質管理の暫定目標値である50ナノグラムパーアリットルを超える高濃度のP F O S及びP F O Aが検出されており、健康被害や農水産物への風評被害が引き起こされる不安の高まりを見せる中で、国においては人体及び環境に及ぼす影響の調査・分析及び情報提供に早急に取り組まれるよう、京田辺市議会は下記の項目を国に求めるものである。

記

1. 排出源特定のための調査や汚染の拡散防止対策について、具体的な方法を示すこと。
2. 農産物への蓄積及びそれを介した人への影響を明らかにし、必要な対策等について、具体的な方法を示すこと。
3. 自治体が実施する河川等の独自水質調査や検査並びに対策などについて、情報提供や助言などを行うと共に、財政的支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

京都府京田辺市議会

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、環境大臣、国土交通大臣